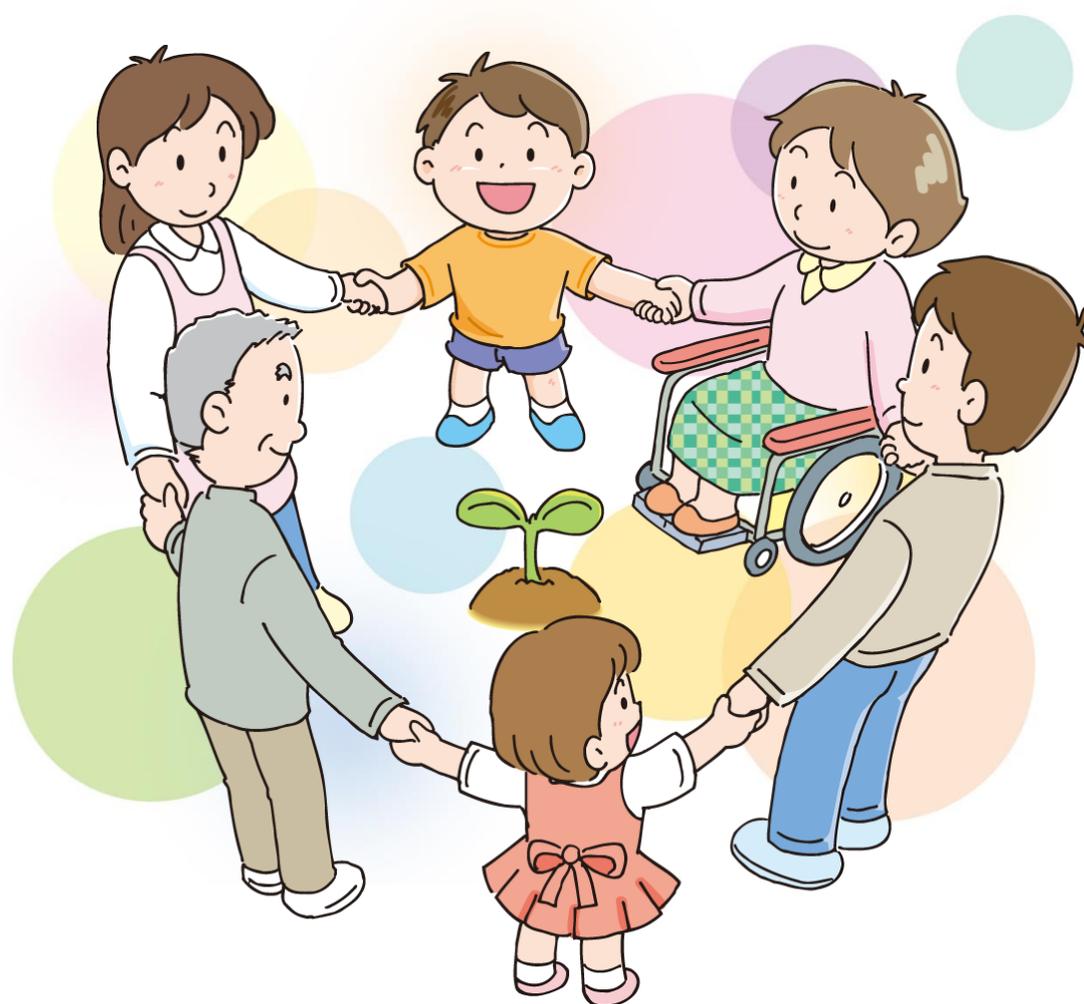


上牧町第6期障がい福祉計画

概要版



令和3(2021)年3月

上牧町

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30(2018)年3月に、「上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」(以下「障がい者計画」という。)を策定しました。障がい者計画は、障害者総合支援法に規定する「障がい福祉計画」と児童福祉法に規定する「障がい児福祉計画」の両計画を「第5期障がい福祉計画」(以下「第5期計画」という。)として包含し、この計画に基づき、障がいのある人のニーズに対応し、障がいのある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障がい福祉サービス等の充実を図るための取り組みを推進しています。

第5期計画が令和2(2020)年度末をもって終了することから、第5期計画を見直し、「上牧町第6期障がい福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



2 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた「障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づいて障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

3 本計画の対象

本計画では、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい者や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障がい者計画(現行計画)						障がい者計画(次期計画)					
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画含む)			第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画含む)			第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画含む)			第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画含む)		



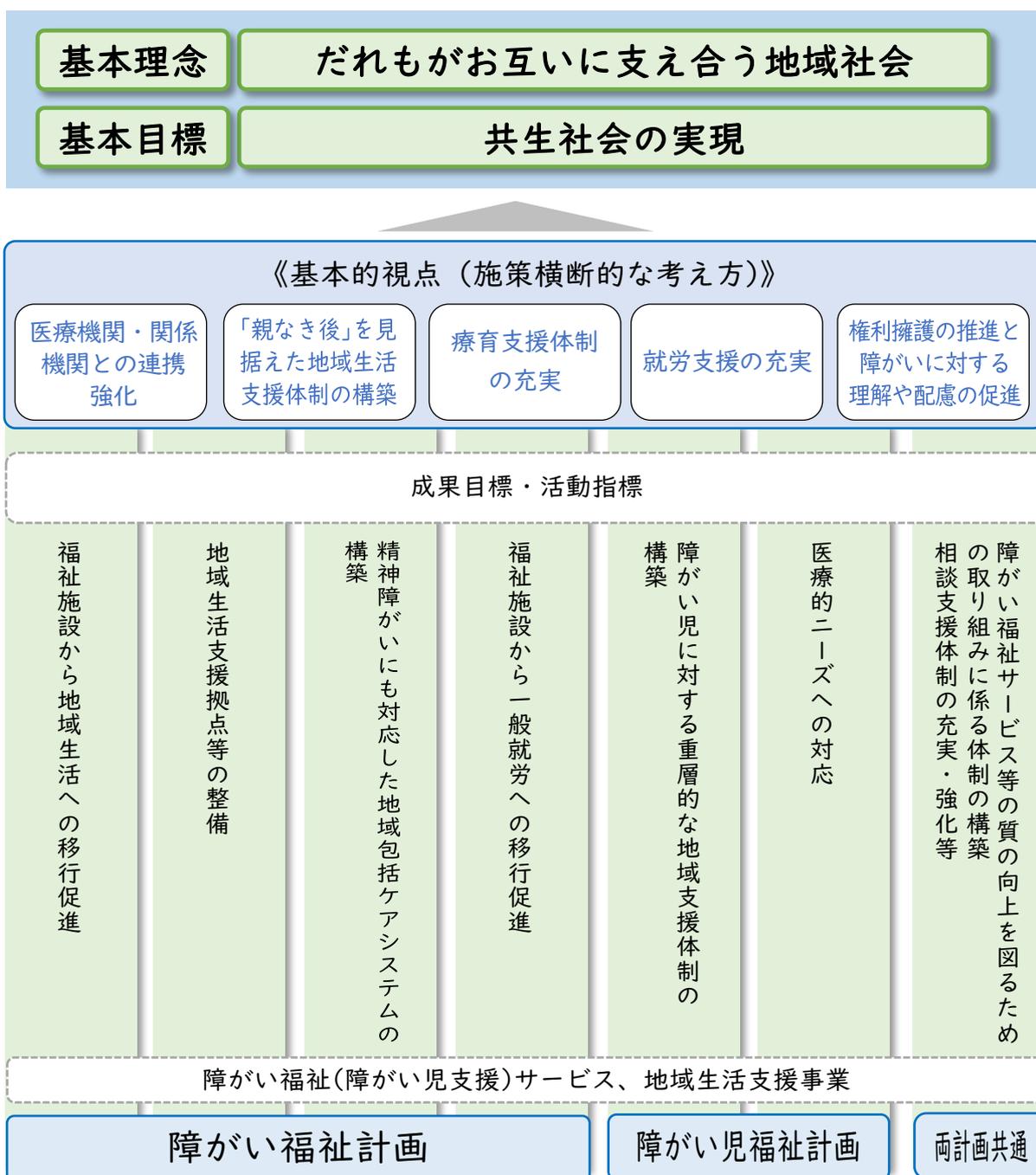
計画の基本的考え方

I 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念及び基本目標は、計画の整合性を図る観点から、上牧町障がい者計画の理念を継承することとします。

この理念を踏まえ、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指し、本計画を推進します。

また、国の基本指針における基本理念等を踏まえ、施策横断的な考え方である基本的視点に立って、庁内関係各課及び関係機関・団体、奈良県等との連携と協働のもと取り組みを推進していきます。



計画推進にあたっての基本的視点

(1) 医療機関・関係機関との連携強化

精神疾患のある人や、難病患者、医療的ケアが必要な人へサービス提供体制の充実を図り、高齢化に伴う円滑な介護保険サービスへの移行等に取り組みながら、庁内連携体制を強化しつつ、医療機関、保健所、介護・障がいサービス事業所など支援関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

(2) 「親なき後」を見据えた地域生活支援体制の構築

緊急時の受け入れ体制や、ひとり暮らし体験の場等を確保し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、既存のあらゆる社会資源を活用しつつ、関係機関と協働しながら、いつまでも地域で安心して生活できる環境整備に取り組めます。

(3) 療育支援体制の充実

障がいのある児童のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫したサービス提供体制の充実を図るとともに、障がいのある児童が、地域の保育・教育等の支援を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(4) 就労支援の充実

働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援体制の強化に取り組めます。

また、就労に関する相談支援だけではなく、障がいのある人の生活全体を支援し、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、より一層の就労支援体制の充実を図ります。

(5) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障がい者虐待への迅速な対応や、再発防止に取り組むため、関係機関との連携体制を継続しながら、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止に努めます。

また、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物・制度・慣行・観念等の社会的障壁を取り除き、様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

障がい福祉計画

I 第6期計画の成果目標

〔1〕障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進【継続】

- 令和5(2023)年度末までに地域生活に移行する人数を2人、施設入所者を1人減らすという目標を設定します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

- 西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年4回以上行います。

【西和7町で共同整備目標とする地域生活支援拠点のイメージ（面的整備型）】



地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

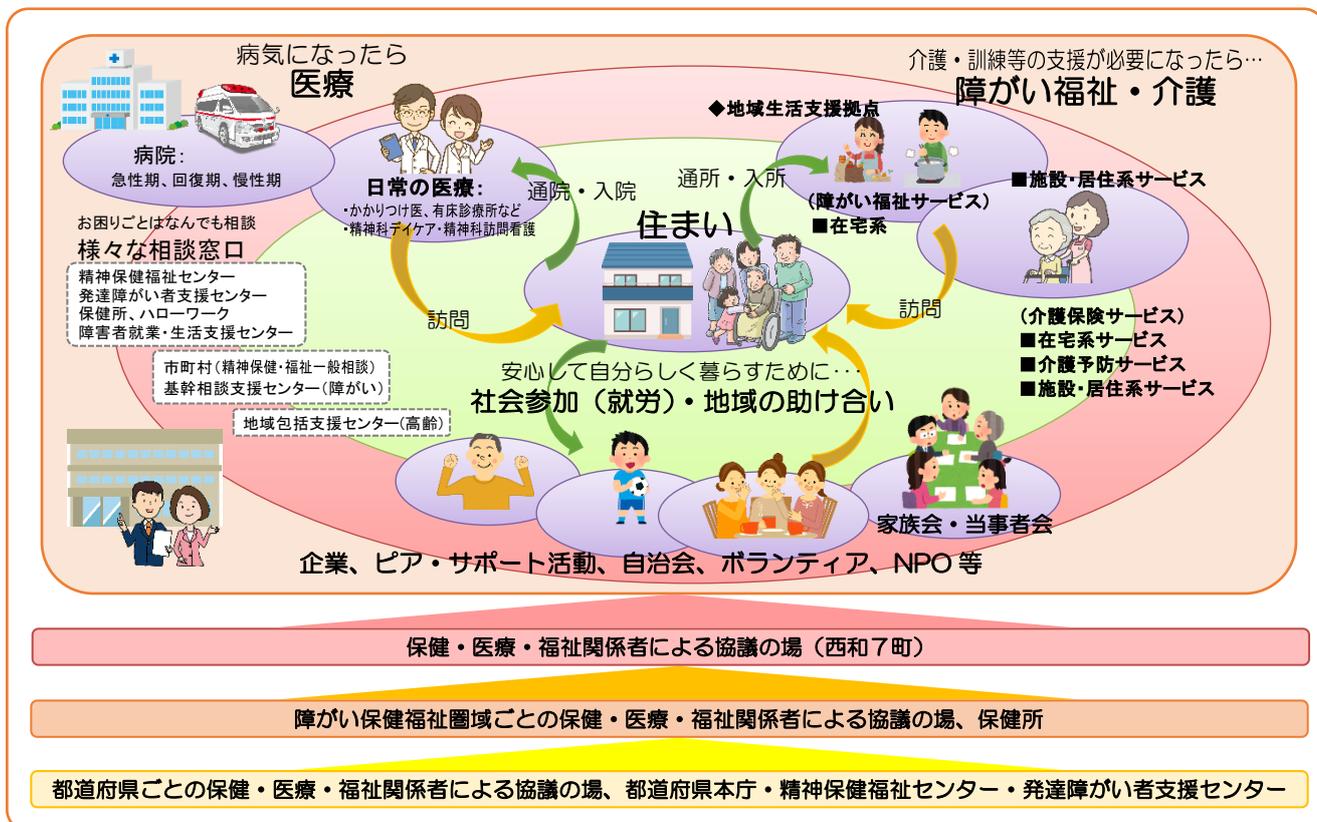
地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。



(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

- 保健・医療・介護・障がい福祉関係者等による協議の場を年1回以上開催し、関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ】



精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく暮らすことができるように、「住まい」をはじめ、「医療」「障がい福祉・介護」「社会参加・地域の助け合い」「相談」が一体的に提供される体制のことです。



(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

①一般就労移行者数【継続】

- 令和5(2023)年度末における一般就労移行者の目標数値を8人以上とします。

②就労移行支援事業から一般就労への移行【継続】

- 令和5(2023)年度末の一般就労移行者の目標を2人以上とします。

③一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数【継続】

- 令和5(2023)年度末における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち6人以上の利用を目標とします。

④就労継続支援事業(A型・B型)から一般就労への移行者数【新規】

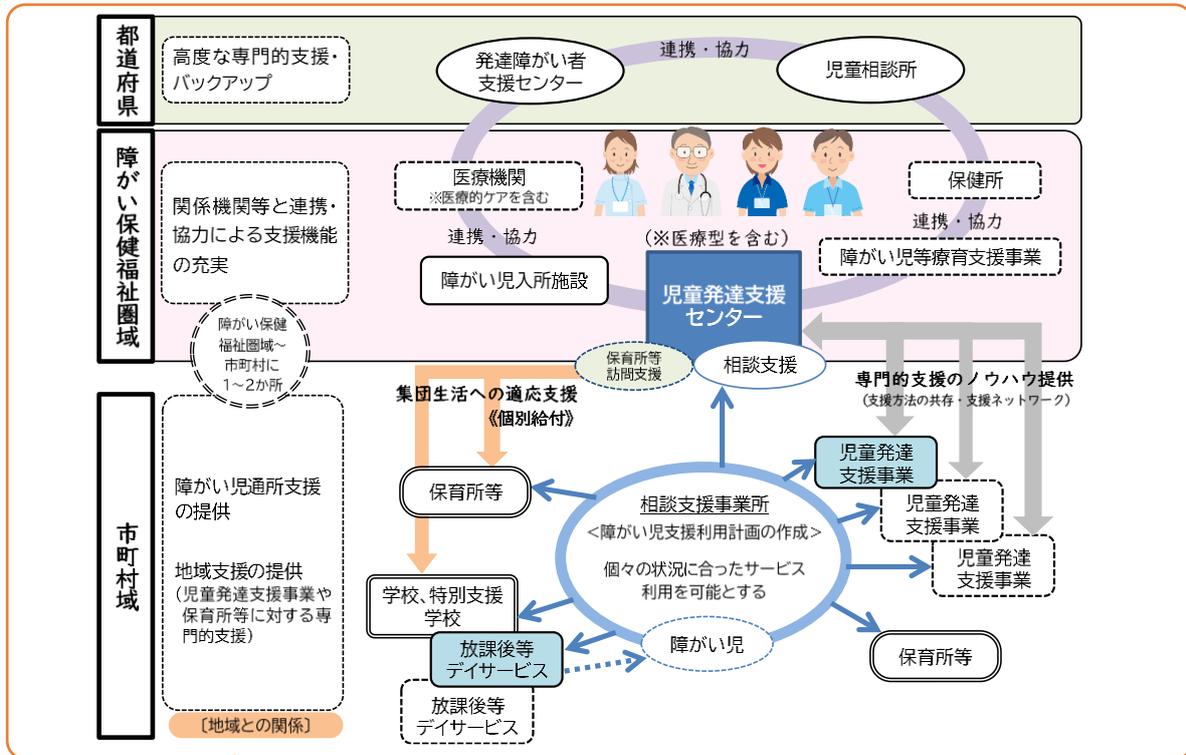
- 令和5(2023)年度末の就労継続支援A型は4人以上、B型は2人以上、それぞれ一般就労への移行を目指します。

〔2〕 障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築【継続】

- 児童発達支援センターは、西和7町圏域で1か所以上の共同設置を目標とします。
- 保育所等訪問支援の提供体制については、計画相談員や実施事業所及び教育機関との連携体制を継続しながら個々の利用者に応じたきめ細かな支援を行います。

【児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ】



児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域における中核的な療育支援施設です。

(2) 医療的ニーズへの対応【継続】

- 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和5(2023)年度末までの体制整備を目標とします。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、地域の課題や事例検討を含め年1回以上の検討会を行うことを目標とします。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5(2023)年度末までに西和7町による圏域設置を目標とします。

〔3〕 その他の成果目標

(1) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

- 西和7町圏域で、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。



(2) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築【新規】

- 西和7町とも情報共有し、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。
- 県町合同の現地指導や、指導監査の適正な実施、県が実施する町職員向けの研修等への積極的な参加に努めます。

2 障がい（児）福祉サービスの見込み

	サービス名	内 容	令和5(2023)年度
訪問系サービス	①居宅介護	障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。	68人/月 1,132時間/月
	②重度訪問介護	常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	5人/月 567時間/月
	③同行援護	重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	9人/月 140時間/月
	④行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	15人/月 260時間/月
	⑤重度障がい者等包括支援	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	0人/月 0時間/月
日中活動系サービス	⑥生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分「3」以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	69人/月 1,308人日/月
	⑦-1 自立訓練 (機能訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	1人/月 11人日/月
	⑦-2 自立訓練 (生活訓練)		1人/月 4人日/月
日中活動系サービス	⑧就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	6人/月 124人日/月
	⑨-1 就労継続 支援(A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	15人/月 302人日/月
	⑨-2 就労継続 支援(B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	32人/月 530人日/月



	サービス名	内 容	令和5(2023)年度
日中活動系サービス	⑩療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分「5」以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	4人/月
	⑪就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	6人/月
短期入所サービス	⑫-1 短期入所 (福祉型)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。	15人/月
	⑫-2 短期入所 (医療型)		75人日/月
居住系サービス	⑬共同生活援助	地域で共同生活を行う住居において、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等必要な日常生活上の援助及び相談を行います。	2人/月 4人日/月
	⑭施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	26人/月
	⑮自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	21人/月
障がい者相談支援サービス	⑯計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適切かを検討します。	1人/月
	⑰地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	1人/月
	⑱地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	1人/月



	サービス名	内容	令和5(2023)年度
障がい児通所支援、障がい児相談支援	①児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	43人/月 452人日/月
	②医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。	1人/月 17人日/月
	③放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	78人/月 1,003人日/月
	④保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	2人/月 2人日/月
	⑤障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。	26人/月
	⑥居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	1人/月 10人日/月

3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい（児）福祉サービスとは別に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

	サービス名	内容	令和5(2023)年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	実施	
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	実施	
	相談支援事業	相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	3か所
		基幹相談支援センター		設置検討
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施検討		
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	2人/月		
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する安定的な実施のための組織体制の構築支援などを行います。	実施		

		サービス名	内容	令和5(2023)年度
必須事業	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	22件/月
		手話通訳者設置事業		設置検討
		手話奉仕員養成研修事業		実施実施
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。	2件/年
		自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。	3件/年
		在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。	4件/年
		情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書などを給付します。	8件/年
		排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。	785件/年
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作補助用具などを給付します。	5件/年
	計			807件/年
移動支援事業	実利用人数	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。	81人/月	
	延べ利用時間		608時間/月	
地域活動支援センター事業	基礎的事業	実施箇所数	5か所	
		実利用人数	14人/月	
任意事業	日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	22人日/月	
	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。	1人日/月	



計画の推進体制

1 計画の推進体制

〔1〕 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、「上牧町地域福祉庁内連絡会議」や、保健・介護・児童・教育など庁内関係部局との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

〔2〕 西和7町間の連携

（1）西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町障害者等支援協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告・協議を行う『定例会』のほか、多岐にわたる障がい福祉における課題等について、より具体的に解決に向けた取り組みを行う『専門部会』があります。

専門部会は、「くらし部会」「人権施策部会」の2部会で構成され、個別の課題についての意見を深める体制を強化しています。

今後も西和7町障害者等支援協議会と連携を図り、複雑化・複合化した地域生活課題に柔軟に対応するため、新たな専門部会の立ち上げも視野に入れながら、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

【西和7町障害者等支援協議会】

障がいのある人への支援の仕組みや管理を守る体制づくりのため、西和7町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）の行政機関及び地域の障がい者団体、障がい者施設、障がい福祉サービス事業所等が共同して運営する協議の場

〔3〕 関係団体、住民との協力体制

障がい者団体やボランティア団体・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との連携を進め、各種事業の推進を図ります。

〔4〕 国・県との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の障がい者施策を取り巻く制度改正なども重要となることから、国・県と連携しながら、状況の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

2 計画の推進管理及び評価

計画の推進においては、PDCAサイクルのプロセスを念頭に、障がい者の生活に必要な各種サービス等の提供の確保及び目標の達成に向けて、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換を重ねながら、定期的な計画の進捗状況の把握など、評価と改善を積み重ね、計画の着実な推進に努めます。

また、本計画の目標を達成するため、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者等支援協議会において、西和地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換・研究・評価・改善などに努めます。

上牧町第6期障がい福祉計画《概要版》

令和3(2021)年3月

編集・発行：上牧町住民福祉部福祉課

〒639-0214 上牧町大字上牧3245番地の1 TEL 0745-43-5031 FAX 0745-76-1196